

那覇市民共同墓の使用申請について

日頃より本市墓地行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

那覇市民共同墓合葬式墓地（合葬室、合葬用納骨室）の使用申請につきましては、下記の書類などを取り揃えたうえで、那覇市環境保全課の窓口にて申請を行うようお願いいたします。

ご不明な点は、下記の墓地行政推進グループまでお問い合わせください。

記

○ご持参いただく物

①那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可申請書（窓口にて配付）

申請者が市外在住者または那覇市在住者で住所非公開の場合、**特別住民票抄本（本籍地記載のもの）**が必要になります。**※申請日から3ヶ月以内のものになります。**

②印鑑（認め印可）

③身分証（運転免許証、生活保護受給証明書等）

④火葬許可証又は改葬許可証（コピー不可） **※火葬許可証は火葬後のものになります**

お骨をお墓や納骨堂等から移す場合は、「改葬許可証」が必要です。お墓や納骨堂等の所在する市町村で取得してください。詳しくは、各改葬許可証交付部署へご確認ください。

※受け入れ証明書が必要な場合は、改葬許可証以外の書類を取り揃えたうえで窓口にて発行いたします。

那覇市役所 ハイサイ市民課では、

- ・お寺の納骨堂や墓地等から移す場合

【必要なもの】印鑑（認め印可）、身分証、「収蔵（安置）証明書」（納骨堂等の管理者が発行します。）

- ・個人所有のお墓から移す場合

【必要なもの】印鑑（認め印可）、身分証、墓地の住所（地番）

⑤申請者と収蔵予定者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本など）

本籍地市町村の戸籍を交付する部署（那覇市では、ハイサイ市民課）にて、申請者と収蔵予定者の続柄（親族関係など）が確認できる戸籍を相談し、取得してください。**※申請日から3ヶ月以内のものになります。**

⑥合葬に関する誓約書（窓口にて配布）

⑦使用料

※使用料金の支払い確認後、使用許可証を交付します。

※那覇市民共同墓への埋蔵は、焼骨のみとなります。

●代理人が申請書を提出する場合、申請者本人の委任状が必要となります。

那覇市 環境部 環境保全課 墓地行政推進グループ

那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL098-951-3229 FAX098-951-3230

[illegible]

- 注 1 合葬用納骨室の使用は、使用期間までは納骨壇に埋蔵し、その後合葬室に共同埋蔵されます。
2 合葬室に埋蔵された焼骨及びその容器(骨壺)等は、返還できません。
3 2体用の申請については、焼骨を1体又は2体所持している方になります。
4 那覇市民共同墓には、合葬用納骨室に納骨するとき以外は入室できません。

誓 約 書

年 月 日付けで申請した、那覇市民共同墓（合葬用納骨室・合葬室）の使用について、合葬（共同埋蔵）する焼骨は、骨壺から布袋に移し替え、他の焼骨とともに積み重ねていくので、その後の返還等には応じられない旨の説明を受け、承諾致しました。

よって、合葬（共同埋蔵）後に、焼骨の関係人からの異議申し立てがあった場合は、当方で一切の責任を持ち対応することを誓約致します。

那覇市長 様

令和 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

埋蔵者と申請者 との関係	埋蔵者 氏名		続柄		焼骨・生前
	埋蔵者 氏名		続柄		焼骨・生前